

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 1月 7日 (火) 午後1時30分から2時20分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (43名)

会 長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

3番	大塚 武司	4番	岡田 久史
5番	河野 行雄	7番	清家 茂
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (4名)

農業委員 2番 氏原 邦弘 8番 清家 多美雄

最適化推進委員 18番 丸山 哲史 21番 山口 兼史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

9番 清家 行範 10番 高木 常樹

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会
 に対する回答について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解
 約通知について
 報告第4号 諸証明について
 報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地原形変更届出書について
 報告第8号 農地法第5条許可（令和元年10・11・12月定例総会分）
 について
 報告第9号 宇和島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 （令和元年11月16日～令和元年12月13日までの事務局処理事案）

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか
 否かについて
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
 農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第6号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗	主 事	三原 圭祐
------	-------	-----	-------

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいた
 します。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 1 名であります。定足数に達しておりますので、令和 2 年 1 月総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

明けましておめでとうございます。令和 2 年最初の総会でございます。柑橘農家の方々は中晩柑等の収穫の真っ最中で忙しい時期にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

昨年から、どうも今年は暖冬気味に推移をしているのではないかなと、個人的には思うのですが、1 2 月の現地調査の時に三間の方が、今年は温かいね。と言うくらい暖冬気味に来ているのではないかなと思います。ここ数年、1 月の下旬から 2 月にかけて一番寒い時期に移行しているのではないかなと思います。これから柑橘農家の方は越冬、有袋等、心配事もあるとは思いますが、十分注意して収穫に励んでいただけたらと思います。

2020 年を迎えまして、日本はオリンピック一色に進んでいくような形になっています。国会におきましても色々問題が多発しているのですが、それ一色に乗り潰されて、大きな問題は後回し後回しになっているのが個人的には心配で、後に大きな問題が残っていくのではないかなと若干心配しております。

農業関係におきましても、豪雨災害からの復興もコツコツとではありますが、前向きに進んでいるのが現状ではないかなと思います。ただ現地を歩いてみますと、まだまだ南予用水関連施設は路地にむき出しの配管の状態であります。これを元の状態に戻していくのはまだ 4、5 年かかるのではないかなと思います。そういう関連についても作業の憂い等には心配事は有るのですが、これはしっかりと市、県、それから国、共々最終的な姿形を描いておりますので、キッチリとやっていただけるのではないかと思います。10 年、20 年でいけなくなるような作業をさせてはいけないと思いますので、地元の人も十分注意をして頂けたらと思います。

私共農業委員の任期も今年で終わりでございます。10 月いっぱい任期が全うされます。3 年という任期でございますが長いようで短く、あっという間に 3 年が過ぎて皆様におかれましては大変ご理解、ご協力をいただきまして感謝をしております。

後 1 年ではございますが、やる事はコツコツとやっていきたいと思っておりますので、その都度その都度、皆様に情報は流しますので、ご協力いただくことはいただいて前向きに宇和島市の農業がしっかりと歩んでいけるようにお知恵をお借りしながらやっていきたいと思っておりますので、今年 1 年よろしくお願ひします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

農業委員の氏原委員、清家多美雄委員、推進委員の丸山委員、山口兼史委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に清家行範委員、高木委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それではまず報告第1号から第9号までを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

《今西次長》

(報告第1号から第9号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第9号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

よろしくお願ひします。

《井上委員》

失礼いたします。71番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは相続によりましてこの△△△△の土地を手に入れたのですが、〇〇〇という事で耕作能力が無くて、この土地が□□□□さんの自宅と畑のすぐ隣にありまして所有権移転、無償で◇◇◇◇さんに譲渡をするという形でございます。今までヤミで作っていただいていたという事でございますが、今回、所有権移転をして作るという事です。〇〇〇〇さんは83歳と高齢ではございますが、後継者も居りまして耕作に問題ないと思ひます。

《大塚委員》

72番を説明いたします。藤江の〇〇〇〇さんは父親が農業者年金受給のための使用貸

借権設定でございます。問題ないと思います。

《竹葉委員》

73番、74番、75番についてご説明いたします。

〇〇〇〇君はこの度、新規就農をするという事で父親の△△△△さんから土地を借りて農業をするという事であります。

74番につきましては、□□□□さんは後継者もいなく旦那さんも亡くなっていまして、農業をするのが難しいという事で◇◇◇◇さんが耕作をするという事です。

75番の〇〇〇〇さんにつきましては、今、会社員をしております、後継者もなく農業ができないという事で△△△△さんが作るという事です。ご両親も熱心に農業に取り組んでおりますし、本人も一生懸命するという事で問題ないと思います。

《瀧水委員》

76番、77番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは非常に熱心に農業をされておられます。今回、家の近くの農地を借受と譲受をされて耕作をするという事で問題ないと思います。

《河野委員》

78番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。□□□□さんは体が悪く高齢でありますので◇◇◇◇君に所有権移転するという事で何ら問題ないと思います。

《山口義幸委員》

79番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係でございます。親子間での使用貸借権設定で問題ないと思います。

《平山委員》

失礼します。80番の説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。農業者年金受給のための再設定です。何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

81番について説明いたします。〇〇〇〇さんは、以前地元の方と賃貸借権設定をしておりましたが解約され、耕作者を探していた所、隣接地の△△△△さんと売買契約が成り立ちまして所有権移転となりました。□□□□さんは公務員でありながら農業にも真面目に取り組んでおられ何ら問題ないと思います。

《谷口委員》

82番から85番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは新規就農で、新たに農地を取得して農業を始めます。△△△△さんとは使用貸借権。□□□□さんと◇◇◇◇さんとは所有権移転で話がまとまったようです。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

よろしく申し上げます。

《井上委員》

7番についてご説明いたします。写真を見ていただいたら分かりますように、既に転用がなされておりました始末書が出ております。この土地でございますが、私の農地のすぐ近くでございます。ずっと前から見ていたのですが、ずっとこういう埋められた状態でありました。聞いてみましたら平成6年頃に埋められたという事でございます。この土地は相続で〇〇〇〇さんと△△△△さんが持分1/2で持たれているという事ではありますが、4条転用して駐車場にすることです。近所に介護施設がございまして駐車場の用途は大きいと言う事であります。12月26日に会長、代行、事務局等で現地調査を行いまして確認をしております。地目が田となっております。水利組合もございませんので委員が確認をするという事で、私の方が確認をしております。周りを見ていただいたら分かるのですが、農地は□□□□の方にはあるのですが、周囲は住宅地となっております。転用しても何ら問題ないと思っております。

《永井委員》

8番、9番の〇〇〇〇さんの案件について説明します。農地を転用して自己住宅及び賃貸住宅にするという申請ですが、今回の申請地は昭和53年頃から昭和60年頃

にかけて転用されておりました違反転用の追認申請という事になります。現場は既に造成済みで△△△△さんは始末書を提出しておられます。周辺の農地等に影響はないと思います。12月26日に会長、事務局、申請者で現地調査をしております。

《清家行範委員》

10番について説明いたします。〇〇〇〇さんなのですが、自己住宅を計画されており12月26日に役員さんと現地確認をしましたが、近隣の方にも確認しておりますが問題は発生しないということですので問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《平松委員》

29番についてご説明いたします。12月26日に会長他農業委員、〇〇〇〇さんと会社の方、太陽エネルギーを専門にする会社らしいのですが、私を交えて7人が現地確認に行っていました。別にこの土地は今、荒れているのですが丁度左側には川がありますし、後ろ側は市営住宅がありますが、太陽光を設置するということではありますが、隣接地の方々には十分配慮して工事を行うという事で何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

30番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんが自己住宅を建設するために◇◇◇◇さんと売買契約をされました。所有権移転という事で12月26日に小林会長さん始め事務局と現地確認をいたしました。隣接地との境界等もハッキリしており、また水利組合の方も出ており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。
よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第4号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」、を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局の説明が終わりました。
これより審議いたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第4号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて」承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

議案第5号の利用集積計画（案）の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

只今、事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《山本義広委員》

185番、186番について説明します。

185番、〇〇〇〇さんは熱心に農業をされております。△△△△さんはお父さんが亡くなられたという事で、丁度隣の□□□□さんが耕作をするという事です。

186番ですが、◇◇◇◇さん若手の農業者で熱心にやっておられます。〇〇〇〇さんとの更新で問題ないと思います。

《山口義幸委員》

187番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは農業をされていないのですが、数年前にお父さんが亡くなられてお母さん一人で耕作をされておりましたが、中々しんどいという事で同じ地区の△△△△君、若い人ですが熱心にミカン作りをしております。両者で話しがまとまりまして賃貸借権設定という事で何ら問題ありません。

《岡田委員》

188番、189番について説明します。

借手であります〇〇〇〇君はIターンで、△△△△栽培に力を入れている若者でございます。□□□□栽培で面積拡大を計画し農地を探しておりました。今回の総会の報告第3号の66番、67番の農地を使用する事となりました。この農地については、相手方は高齢でありまして解約をして◇◇◇◇君に貸すという事になりました。〇〇〇〇君は熱心に農業に取り組んでおりますので問題ありません。

《細川一男委員》

失礼します。190番、191番ですが〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんと続けて耕作をするという事で話がまとまりました。更新でございますので問題ないとおもいます。

《安岡委員》

192番について説明いたします。〇〇〇〇さんは以前、利用権設定をされておりましたけれども、その方が高齢になられまして解約という形で、地元の△△△△に預かってもらうという話しができました。新規ではありますが問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。193番から196番について説明いたします。

193番、194番の〇〇〇〇さん、△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおられる方で更新でございます。何ら問題ないと思います。

続きまして195番の〇〇〇〇さんは施設に入っておられまして、今まで作っておられた方が体の調子が悪いという事で、近所であり△△△△さんに作ってもらうようお願いしたところ快く引き受けていただいたという事で何ら問題ないと思います。

196番につきましても〇〇〇〇さんは入院をするという事で、△△△△さんに貸し付けるという事で、何ら問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。197番から247番までの説明をいたします。内容はいずれも事務局が説明していただいたとおりでございます。

貸し出す農地は吉田町〇〇〇〇を中心とした地域でございます。本件案の農地は7月の豪雨災害に遭った農地でございます。地元農業者から再生復旧の要望があった箇所の内、地元の合意形成が整った農地を△△△△に貸し付けし、「農地中間管理機構関連農地整備事業」として整備するものでございます。別に問題ないと思います。

続いて247番についてこの2筆については先だって配分計画をおこなった4筆の隣接地でございます。中間管理機構を通して近隣の農地を集約することとなったものです。これに関しても別段問題ないと考えております。

これらの案件につきまして、来月機構から借受への農地利用最適化配分計画が提出されるようになっております。

《兵頭委員》

248番について説明します。更新であります。何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

23番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは地区内では若手の方で熱心にやられております。△△△△さんは先程の□□□□さんと兄妹でして、父親が亡くなったという事です。近くで耕作をしている◇◇◇◇さんに所有権移転をするということです。問題ないと思います。

《河野委員》

24番について説明いたします。〇〇〇〇さんは69歳ですが元気に農業をされておられます。△△△△さんは□□□□さんと親子で農業経営をされておられますけれども、家

族内で協議をしたという事もございまして、今回、◇◇◇◇さんとの話がまとまりまして所有権移転となりました何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして議案第6号、贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第6号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
これより審議をいたしますが、どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第6号、贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案のとおり承認することと決定いたします。以上で令和2年1月定例総会の議案を終了いたします。